

漁港第1094号
令和7年(2025年)3月24日

一般社団法人 北海道水産土木協会会長 様

北海道水産林務部長

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準（令和6年10月版）の
一部改定について

このことについて、別添のとおり水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準を一部改定しましたので、通知いたします。

については、会員各位への周知についてご協力をお願いします。

記

- 適用時期 令和7年4月1日以降入札の委託業務から適用する。

〔 水産局漁港漁場課漁場整備係
担当：磯野 〕

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準

新旧対照表

北海道水産林務部水産局漁港漁場課

掲載頁	現行（令和6年度）	改定（令和7年度）	摘要																																		
測量編-4 別表-1	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="299 510 1412 999"> <thead> <tr> <th>直接測量費</th> <th>50万円以下</th> <th colspan="2">50万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>率または変数値</td> <td><u>91.2%</u></td> <td><u>371.23</u></td> <td><u>-0.107</u></td> <td><u>51.7%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot X^b$ <p>ただし、Z：諸経费率（単位：％） X：直接測量費〔成果検定費を除く〕（単位：円） A、b：変数値</p> <p>注）諸経费率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。</p>	直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	A	b	率または変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>-0.107</u>	<u>51.7%</u>	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="1501 510 2614 999"> <thead> <tr> <th>直接測量費</th> <th>50万円以下</th> <th colspan="2">50万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>率または変数値</td> <td><u>95.8%</u></td> <td><u>288.50</u></td> <td><u>-0.084</u></td> <td><u>61.4%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot X^b$ <p>ただし、Z：諸経费率（単位：％） X：直接測量費〔成果検定費を除く〕（単位：円） A、b：変数値</p> <p>注）諸経费率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。</p>	直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	A	b	率または変数値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>	<u>61.4%</u>	諸経费率を改定
直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																	
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																	
		A	b																																		
率または変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>-0.107</u>	<u>51.7%</u>																																	
直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																	
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																	
		A	b																																		
率または変数値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>	<u>61.4%</u>																																	

別表－１

直接測量費	50万円 以下	50万円を超え 1億円以下		1億円を超え るもの
適用区分等	下記の率と する。	算定式により算出さ れた率とする。 ただし、変数値は下 記による。		下記の率とす る。
		A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%

対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式

$$Z = A \cdot X^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

X：直接測量費〔成果検定費を除く〕（単位：円）

A、b：変数値

注）諸経费率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して1位止めとする。